

住民税(町・県民税)についてのお知らせ

個人住民税は、1月1日現在で寄居町在住の方に課税される町と県の税金です。6月10日に住民税の納税通知書(普通徴収)を発送します。第1期の納期は7月1日(月)ですので、窓口納付の方は金融機関、コンビニ等で納期までに納付をお願いします。口座振替の方は振替口座内の残高の確認をお願いします。給与特別徴収(天引き)の方については、5月中旬に給与支払者あてに通知書を発送しており、給与支払者を通して納付されます。ここでは、例年お問い合わせの多い質問にお答えするとともに、公的年金からの住民税の特別徴収(天引き)制度についてお知らせします。

住民税Q&A

- Q1. 私は年金暮らしで、収入や扶養等の控除にも変化がないのに、住民税が上がったのはどうしてですか？
A1. 所得税では、平成23年以降の所得から「公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下」の方については、確定申告の必要がなくなりました。
一方、住民税では、申告等をしないうと扶養や生命保険料などの控除額が算入されない場合があります。この場合、住民税申告をする必要がありますので、必要書類と印鑑を持って、税務課へお越しください。
- Q2. 前年度と比べて税額が増えたのはどうしてですか？
A2. 前年度と比べ「所得が増える」、または「控除額が減る」ことで原則、税額は増えます。扶養や寡婦(夫)、障害、生命保険料などの控除の申告漏れがないかどうか、お手元の納税通知書をご確認ください。
- Q3. 私は昨年退職して、現在も働いていません。それなのに、今年も住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？
A3. 住民税は、翌年度課税の制度となっており、1月1日から12月31日までの所得に対して翌年に課税されます。そのため、現在働いていなくても納税通知書が届く場合があります。
- Q4. 私は平成25年2月に寄居町からA市に転出したのですが、6月になって住民税の納税通知書が寄居町から届きました。これは間違いですか？
A4. 間違いではありません。住民税は、1月1日に住民登録がある市区町村が課税をすることになっています。ご質問のようにA市に転出していても、1月1日現在で寄居町に居住していたのであれば、平成25年度の住民税は寄居町に納めていただくこととなります。反対に、A市から同年度の住民税の納税通知書が届くことはありません。
- Q5. 扶養の範囲内で働いているのに、住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？
A5. 寄居町の住民税は、所得が28万円(給与収入で93万円)を超えると課税されます。したがって、年間の所得が38万円(給与収入で103万円)以下で、所得税の配偶者控除や扶養控除の範囲内で働いており、所得税が発生しない方でも、住民税については課税される場合があります。
- Q6. 私は会社員です。住民税の納税通知書が自宅に届いたのですが、給与からの天引きにしようとしたらできませんか？
A6. 普通徴収(納付書等による納付)から特別徴収(給与からの天引き)に切り替えるには、勤務先が「特別徴収への切替申請書」を税務課あてに提出する必要があります。勤務先の経理・給与担当の方に相談ください。
なお、普通徴収は年4回(6月・8月・10月・12月)の納期ですが、特別徴収は12回(6月から翌年5月まで)の給与からの天引きとなりますので、1回当たりの納税額が小さくなります(年税額に変わりはありません)。

公的年金からの住民税の特別徴収(天引き)制度について

公的年金からの特別徴収(年金特徴)とは、公的年金から特別徴収(天引き)することです。納付方法が異なるだけで、住民税の額は変わりません。特別徴収にやらない場合は、普通徴収(納付書あるいは口座振替による納付)になります。

対象となる方
平成25年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方で、年額18万円以上の老齢基礎年金、または老齢年金、退職年金等を受給している方(介護保険料の特別徴収と同様)です。

対象となる税額
公的年金等の所得に対する住民税の所得割額および均等割額です。
※給与所得にかかる特別徴収のある方については、均等割額は給与から特別徴収されます。

徴収方法

表を参照してください。なお、公的年金以外の所得に課税される住民税および年金特別徴収の対象とならない方の住民税については、従来どおりの方法による納付(給与からの特別徴収や普通徴収)をお願いします。

年金特別徴収の中止について
次のような場合は、年金からの特別徴収が中止となり、未徴収分を普通徴収(納付書あるいは口座振替)で納めていただきます。
・特別徴収対象の年金が支給停止となった場合

年金 あれこれ

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしものときにあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害基礎年金や遺族基礎年金等も受け取れない場合があります。後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。
※納期は翌月末で、2年が経過すると時効により納められなくなります。

免除・猶予される制度について

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからと言ってそのままにせず、必ず役場の国民年金担当窓口で手続きを行ってください。

経済的に納付が困難な方は

保険料免除制度

経済的な理由などで保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額、または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

30歳未満の方は

若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得に関わらず承認されます。

学生の方は

学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得に関わらず承認されます。

保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。
また、失業された方は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

問い合わせ

〒525-1844 寄居町 熊谷年金事務所 (☎522・5012)、または保険年金課 (☎581・2121内線112)へ。

<特別徴収初年度・再開の方>

上半期分を普通徴収(納付書等で支払う方法)で6月と8月に納めていただき、下半期分を特別徴収で納めていただきます。具体的な特別徴収額については、納税通知書の2頁をご覧ください。

徴収方法	普通徴収(納付書等)		特別徴収(天引き)		
期別	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

介護保険料の年金特別徴収が中止となった場合
年度途中で住民税の額に変更があった場合
他市区町村へ転出、または死亡した場合
その他、年金特別徴収が困難と認められた場合

<特別徴収2年目以降の方>

上半期の年金支給月(4月・6月・8月)は、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収します。
下半期の年金支給月(10月・12月・2月)は、年税額から当該年度上半期の特別徴収税額を差し引いた額の3分の1を本徴収します。

期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の下半期分の額の3分の1ずつ(原則、前年度2月と同額)			年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		

今年度、年金特別徴収が中止されても、翌年度にまた年金特別徴収の対象となった場合は、年金特別徴収開始初年度と同様に、6月・8月は普通徴収となり、10月から年金特別徴収が再開されます(表参照)。
問い合わせ/税務課(☎581・2121内線154~156)へ。